

附則（平成 24 年 7 月 19 日）

- 1 この基準は、平成 24 年 7 月 19 日より施行する。
- 2 この基準の施行により平成 17 年 4 月 1 日に策定された姫路市危険物審査基準は廃止する。

附則（令和 4 年 4 月 1 日）

- 1 この基準は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この基準は、施行日以降新たに申請又は届出されるものについて適用し、この基準施行前に申請又は届出されているものについては、なお従前の例による。

附則（令和 5 年 1 月 1 日）

- 1 この基準は、令和 5 年 1 月 1 日より施行する。
- 2 この基準は、施行日以降新たに申請又は届出されるものについて適用し、この基準施行前に申請又は届出されているものについては、なお従前の例による。

附則（令和 6 年 4 月 1 日）

- 1 この基準は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この基準は、施行日以降新たに申請又は届出されるものについて適用し、この基準施行前に申請又は届出されているものについては、なお従前の例による。

ただし、下記(1)から(3)に掲げるものについて、下記に定める日以降に申請又は届出されたものは、改正後の基準を適用する。

- (1) 第 2 章第 2 節 5(9)コ(ウ)から(オ)及び第 10 節 14(2)カ(ア) 令和 5 年 9 月 19 日
- (2) 第 2 章第 3 節 19 及び第 2 章第 10 節 4(12)・(18) 令和 5 年 12 月 7 日
- (3) 第 1 章第 6 節(20)・(21)及び第 2 章第 10 節 1・4(20)ク 令和 5 年 12 月 27 日

附則（令和 8 年 3 月 10 日）

- 1 この基準は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この基準は、施行日以降新たに申請又は届出されるものについて適用し、この基準施行前に申請又は届出されているものについては、なお従前の例による。

ただし、第 1 章第 8 節 2 に関しては、この基準施行時にすでに設置されている施設等又は設置に伴いすでに着工している施設等で、施行時に届出が提出されておらず基準が適用されていない施設等については、その後の変更内容も含めて従前の例による。